

特別セッション

広島高裁の伊方再稼働停止判断を考える

Discussion about the provisional injunction issued by Hiroshima High Court
barring operation of Ikata NPP unit#3

(1) 四国電力からの報告

(1) Report from Shikoku EPCO.

*瀧川 重理登¹

¹ 四国電力株式会社

1. はじめに

2017年12月13日、四国電力伊方発電所3号機の運転差止を松山・広島両市の住民計4人が求めた仮処分命令申立事件の即時抗告審において、広島高等裁判所（野々上友之裁判長）は、広島地裁の決定を覆し、2018年9月30日まで伊方発電所3号機の運転を認めない決定を下した。

2. 広島高裁の決定内容

新規制基準の合理性などが争点とされた抗告審では、基準地震動・基準津波の策定や、重大事故対策などについて新規制基準は合理的で、伊方3号機が新規制基準に適合するとした原子力規制委員会の判断も合理的であるとしている。一方、火山事象に対する影響評価については、新規制基準に適合するとした原子力規制委員会の判断は不合理であり、抗告人らの生命身体に直接的かつ重大な被害を受ける具体的危険の存在が事実上推定されるとし、期限付きの運転停止の決定がなされた。

今回の広島高裁の決定では、四国電力の火山影響評価に対し、現在の火山学の知見では伊方発電所の運用期間において火山の活動性が十分小さいと判断することはできず、新規制基準適合性審査において審査官が評価の妥当性を判断する際に参考になっている「原子力発電所の火山影響評価ガイド（原子力規制委員会決定）」に従うと、過去最大の噴火規模（阿蘇4噴火）を考慮すべきであり、また、過去の阿蘇4噴火による火砕流が到達した可能性が十分小さいとは言えないことから、立地は不適であるとしている。更に火山灰についても、想定している噴火規模が過小であることから、想定している堆積量も過小評価であるとして、四国電力の主張を認めなかった。

3. 四国電力の主張と対応

火山事象に対する評価について、火山影響評価ガイドでは、設計では対応できない火砕流などの火山事象が原子力発電所に到達する可能性が十分小さいこと（立地評価）や、火山灰などの影響により原子力発電所の安全性が損なわれないこと（影響評価）の確認を求めている。

この点について、当社では、伊方発電所から約130km離れている阿蘇カルデラで約9万年前に起こった阿蘇4噴火は、過去約260万年間（第四紀）で最大規模の噴火であり極めて低頻度であることや、岩石学的情報などによると地下に大規模な珪長質マグマ溜まりはないことなどから、運用期間中に同様な噴火が起こる可能性は十分小さく、伊方発電所が立地不適となる場所に設置されていないこと、また、火山灰については、九重山の噴火を想定し、風向きなど厳しい条件のもとで発電所敷地において15cm堆積すると評価したうえで、施設の安全性に影響がないことを確認している。

2017年12月21日、当社ではこの決定を不服として広島高裁に異議申立てを行い、2018年1月31日には阿蘇が大規模なカルデラ噴火が起こるような状態ではないことを主張する書面を提出した。加えて、3月末を目途に、火山事象への立地評価および影響評価について、最新の文献や専門家らの意見書等を揃えたうえで、当社の主張の詳細を補充する書面を提出するべく準備を進めている。当社としては、裁判所に一日でも早い判断をいただきたいと考えており、引き続き、伊方3号機の安全性に係る主張・立証に全力を尽くしていく。

*Erito Takigawa¹

¹Shikoku Electric Power Co.,Inc.